

企画競争の手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和 8 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和 8 年 1 月 2 2 日

支出負担行為担当官

国土技術政策総合研究所副所長 宮島 正悟

1 業務概要

- (1) 業 務 名 サイバーポート（港湾管理分野）に係る機能改良・運用保守業務
- (2) 業務内容 本業務はサイバーポート（港湾管理分野）に係る機能改良及び運用保守を行う。
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
- (4) 本業務は、資料の提出等を電子調達システムで行う案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、次の資格を満たしていることを条件とする。また本業務については、複数者による共同提案も可とする。その際には、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が、以下の全ての要件に適合している必要がある。

- 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3) 物品製造等に係る令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の A、B 又は C 等級の資格を有する者であること。ただし、当該資格を有しない者であっても、企画提案書の提出の時までに当該資格を有していればよい。
- 4) 企画提案書の提出期限日から開札の時までの期間に国土技術政策総合研究所副所長から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（再審査を受けたものを除く。）でないこと。
- 6) 配置予定現場代理人は、以下の資格のいずれかを有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、企画提案書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも企画提案書を提出することができるが、この場合、企画提案書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が特定されるためには特定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
 - ア) 技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設又は情報工学））
 - イ) 技術士（建設部門又は情報工学部門）
 - ウ) 情報処理技術者（応用情報技術者以上、旧資格の同等レベル含む）
 - エ) 土木学会特別上級、上級又は 1 級
 - オ) 博士（工学）、博士（学術）又はこれと同分野・同レベルと認められる学位
 - カ) RCCM（港湾及び空港部門又は建設情報部門）

- キ) 情報処理技術者（基本情報技術者、旧資格の同等レベル含む）
 - ク) 同種業務、類似業務について受注者としての現場代理人又は現場代理人に相当する職務（照査技術者は除く）の経験を有する者
 - ケ) 同種研究、類似研究に関する、競争的研究資金等を用いた研究における研究代表者としての経験
- 7) 企画競争参加者（グループにより業務を実施する場合は本企画競争に係る代表者）又は配置予定現場代理人は、下記に示される同種業務、類似業務及び同種研究、類似研究の実績を1件以上有さなければならない。ただし、再委託された業務実績は認めない。
- 同種業務：平成27年度以降に完了した、港湾分野に係るシステム開発・運用関連業務
 類似業務：平成27年度以降に完了した、システム開発・運用関連業務
 同種研究：平成27年度以降に完了した、港湾分野に係るシステム開発・運用関連研究
 類似研究：平成27年度以降に完了した、システム開発・運用関連研究

3 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- (2) 配置予定現場代理人の技術者資格
- (3) 配置予定現場代理人又は参加表明者の同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究実績
- (4) 企画提案書の内容
 - 1) 実施方針・業務フロー
 - 2) 特定テーマに関する企画提案

4 説明書の入手方法

- (1) 担当部局
 〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
 国土技術政策総合研究所 管理調整部管理課調査係
 TEL 046-844-5076
 電子メール ysk.nil-uketsuke@mlit.go.jp
- (2) 説明書等の交付期間
本業務の公示日から令和8年2月18日（水）17：00まで
- (3) 説明書等の交付場所及び方法
 説明書等を電子調達システムにて配布する。
 （電子調達システム URL <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Acceptor/>）
 これによりがたい場合は、上記（2）に掲げる期間（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下、「休日」という。））を除く毎日、9：00から17：00まで）に上記（1）まで連絡すること。

5 企画提案書の提出期限及び方法

- (1) 提出期限
令和8年2月19日（木）15：00まで
- (2) 提出先
 上記4（1）に同じ。
- (3) 提出方法
 電子調達システム、持参、郵送（期限必着）、電子メールのうちのいずれかの方法による（持参の場合以外は、電話等で到着を確認してください。）。
- (4) その他
 企画提案書に関するヒアリングは、令和8年2月26日（木）（時間は後日連絡）を予定し

ています。この予定については変更される場合があります。

6 説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問

- 1) 質問は電子調達システムにより行うものとする。但し、紙入札方式による参加希望者は書面（書式自由、ただし規格はA4判）にて持参、郵送又は電子メールにより行うものとする（持参の場合以外は、電話等で到着を確認すること。）。
- 2) 電子調達システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。なお書面における質問においても電子調達システムに掲載する。
- 3) 紙入札方式による受付場所 上記4（1）に同じ。
- 4) 受付期間 本業務の公示日から令和8年2月13日（金）12：00まで（書面による質問の受付は、上記期間中休日を除く毎日、9：00から17：00まで（最終日は12：00まで）。）

(2) 質問に対する回答

回答は電子調達システムにより行うほか、上記4（1）の場所において閲覧に供する。書面による質問に対しては電子メールにより回答を行う。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関係情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。